

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携：オープンイノベーションを展開し、連携してサプライチェーン内のリードタイムの短縮を目指します。
- b. IT実装支援：共通EDIを構築し、相互の合理化を進めます。
- c. 専門人材マッチング：優秀な人材や企業を積極的に紹介します。
- d. グリーン化の取組：染料などに含まれるVOCやその他の有害化学物質の不使用を宣言し、納入先の協力を得て、技術力の向上とトレーサビリティおよびSDSを確立します。

2. 「振興基準」の遵守

望ましい取引慣行、法令を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的取り組みます。

1 価格決定方法

取引先とは不合理な原価低減を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先と協議し、労務費上昇分の影響を考慮するなど適正な利益を含むよう協議します。取引対価の決定を含め、契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

2 支払条件

代金は現金または銀行振込で支払います。検収締日起算で、最長60日以内とします。

3 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結や如何なる場合も利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めずまた応じません。

4 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ①取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする。
- ②引き続き支払手形の発行は致しません。

令和3年8月20日

株式会社 シ コ ー 代表取締役 大 島 弘 基